

前橋清陵高等学校通信制 いじめ防止基本方針

前橋清陵高等学校通信制では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 生徒（児童生徒）の心身の健全な発達を図り、生徒が安全かつ安心して通信制課程の学習活動を進めることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した場合は、「通信制いじめ対策委員会」が速やかに対応する。

2 校内組織

「通信制いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

【構成員】

- (1) 委員長 校長
- (2) 委員 教頭、生徒指導部長、生徒指導部教諭、教育相談担当教諭、事案発生後は当該生徒担任、(養護教諭、スクールカウンセラー) ※ () 内は常勤でないため必要に応じて参加。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表1（いじめ防止プログラム）及び別表2（いじめ対応マニュアル）のとおり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る生徒への呼びかけを行う。

4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者へ提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間※スクーリングを欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当の期間とは、スクーリングを連続3回以上欠席することを目安とする。

7 その他留意事項

- (1) 生徒と直接面談するときに、一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つとともに、どのようなことでも大人へ相談してよいという意識を高める。また、学校内外の相談窓口の周知を行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 特に配慮が必要な生徒については、保護者等との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (4) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
 - ② いじめを受けた生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることや、SNS等に頼らない人間関係づくりへの意識を高めるための呼びかけを行う。
- (6) いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への呼びかけ等の取組について、周知状況を学校評価において評価し、改善を図る。